

石綿による健康被害の救済に係る事業主負担に 関する考え方について（概要）

平成18年8月
石綿による健康被害の救済に
係る事業主負担に関する検討会

1. 事業主負担の総額

73.8 億円 / 年度

注：90.5 億円 / 年度（平成 19 年度～平成 22 年度の平均費用）から事務費のうち国が負担する分（7.5 億円 / 年度）及び地方公共団体による拠出が検討されている分（9.2 億円 / 年度）を控除したものである。

2. 特別事業主の要件

- (1) 大気汚染防止法に基づく特定粉じん発生施設届出工場等に掲げられている事業場を選び出す。
- (2) (1) により選び出した事業場のうち以下の具体的要件をすべて満たす事業場の事業主を特別事業主とする。

事業場における累計の石綿の使用量が1万t以上であること。
事業場の所在する（又は所在していた）市区町村の中皮腫による死亡数（人口10万人当たり）が全国平均以上であること。
事業場における石綿にさらされる業務による肺がん・中皮腫の労災認定件数（平成16年度までの合計）が10件以上であること。

注：労災認定件数は、直接的に周辺住民に生じた被害の状況を表す指標ではないが、代替的に用いることとする。

3. 特別拠出金の額の算定方法

特別拠出金の額の算定方法は、以下のとおりとする。

- (1) 事業主負担の総額（73.8 億円 / 年度）を「石綿の使用量分」及び「指定疾病の発生状況（労災認定件数により代替。以下同じ。）分」に按分する。
注：指定疾病の発生状況については、労災認定件数に170を乗じることでより石綿の使用量に換算する。
- (2) 各特別事業主の該当事業場における石綿の使用量及び指定疾病の発生状況がそれぞれ全体に占める割合に基づき「石綿の使用量割額」及び「指定疾病の発生状況割額」を算定し、その合計額を特別拠出金の額とする。
注：該当事業場が複数存在する場合には、事業場ごとに算定された額を合算した額を特別拠出金の額とする。

(参考)

特別事業主は4社となり、特別拠出金の総額は、338百万円/年度程度となる見込みである。

4. 一般拠出金率

事業主負担の総額(73.8億円/年度)から特別拠出金の総額を控除した額を直近の労災保険適用事業主等の賃金総額で除すことにより算定する。

また、一般拠出金の徴収に当たっては、労働保険徴収システムを活用するため、一般拠出金率は0.01/1000単位で設定する必要があり、一般拠出金率は0.05/1000となる見込みである。

5. 見直し

当面の4年間は、上記の考え方により決定した特別事業主、特別拠出金の額及び一般拠出金率を固定することが適切と考えるが、制度の施行後5年以内に行われる制度の見直しに合わせて、事業主負担のあり方についても再検討することが適当である。

6. その他

特別事業主の名称及び特別拠出金の額については、公にすることにより、当該特別事業主の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあること等から公開しないことが適当である。